

絶縁監視装置の評価基準における品質・性能

1. 評価対象電気設備機材

評価の対象とする絶縁監視装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に規定する以下の機材である。

機材名 絶縁監視装置

細 目 ①高圧回路の絶縁監視装置
②低圧回路の絶縁監視装置

2. 品質・性能等に関する事項

評価対象電気設備機材は、標準仕様書における受変電設備工事の「絶縁監視装置」の規定に適合するものであること。